特定不妊治療費を 助成します

不妊治療を受けているかたが、 市の指定医療機関で体外受精、 顕微授精を受けた時の治療費を 1年度あたり10万円を限度に通 算2年間助成します。夫妻の所 得合計が650万円未満のかたが 対象です。詳しくは保健予防課 へどうぞ。 tel(883)1174

選により決定します。

抽選は6月8日

水午前10時から、市役所正庁で

問い合わせ

生活課

TEL(866)2074



役 市 所 お 知 5 か 5 (1)



野山に入る際は、 以上で行動を! 鈴、笛、ラジオなどの 鳴り物を忘れずに! 子グマのそばには母グ マが必ずいます。絶対 に近寄らないで! クマが近寄るので、食べ 物は絶対に捨てないで!

募集します 南西墓地の 使用者を

地がないため遺骨を寺院や自宅などに 保管しているかた。分骨は対象外です 対象/市内に住所または本籍があり、墓 の募集は最終となります。 用者を募集します。今回で、 永代使用料/22万4千円(一括納付) 官理手数料/年額4千25円。 豊岩地区にある南西墓地で区画の使 平成17年 南西墓地

雄和市民センター に提出してください 生活課、土崎・新屋支所、河辺・雄和 申し込み/5月11日火から3日火まで、 抽選/申し込み多数の場合は、 事項を書いて、生活課、または河辺・ 市民センター、 市民サービスセンター (アルヴェ1階)にある申請用紙に必要 公開抽

各種団体で行う 記念植樹に助

度分からの納入となります

などが行う入社、 助成対象は、苗木や資材の購入などの 場所への記念植樹に助成しています。 の向上に効果的で、用地関係が明確な 費用(上限額あり)。 申し込み多数の場 合は、選考などにより決定します。 なお、学校関係は対象外となります。 社県緑化推進委員会では、 成人などによる植樹 公共機関などが行う誕生、七五 創業、 周年などによ 環境緑化 民間企業

問い合わせ先が変更 水道メー ター 検針 の 進委員会(公園課内) などが行う結成などによる植樹 ラブなど)が行う植樹

申し込み

6月15日水まで市緑化推

TEL(866)2445

ターへどうぞ。 今までどおり、 変わります。 辺・雄和地区を除く)ので、メーター 検針に関する問い合わせ先が同組合に 合(山王臨海町3~18)に委託します(河 ター 検針業務を秋田管工事業協同組 市上下水道局では、6月から水道メ その他の問い合わせは 上下水道局お客様セン

3)8431 ファクス(865)3920 4561 Jr / / (824)5710 秋田管工事業協同組合 TEL(896 上下水道局お客様センター その他の問い合わせ メーター検針の問い合わせ TEL(82

> 変更図 拠点地区区画 書の)縦覧 整 蓮 **(**)

までの、午前8時30分~午後5時15分 まちづくり整備室でお見せします。 の事業計画変更図書を、 問い合わせ 秋田駅東拠点地区土地区画整理事業 5月25日水から6月7日火 まちづくり整備室 TEL(866)2156 市役所3階の

募集します 国勢調査員 を

市実施本部TEL(866)1964へお で募集します。詳しくは国勢調査秋田 査員を、5月16日月から6月30日休ま 今年10月に実施される国勢調査の調

家公務員 総務大臣が任命する非常勤の国 選挙に直接関係のないかた

警察、 査内容の秘密を守れるかた もって協力していただけるかた 要件 原則20歳以上で、調査に責任を 問い合わせください。

る植樹

民間団体(町内会、老人ク

緑の少年団

「広報あきた」に 広告を掲載します

広報あきた6月1日号から裏表紙の

半分のスペースに民間広告を掲載します。合併な どにより情報量、ページ数が増えつつあり、広告 収入は印刷費の増加分にあてることにしています。

広告の募集は、市が契約した広告代理店が行い ます。広報あきたに広告を載せたいかたは広報課 へご相談ください。TEL(866)2034

投票所が変わります

6月19日(日)に予定されている秋田市長選挙か ら、これまで「添川公民館」で投票していたかた

の投票所が「添川地域交 流センターに変わります。 投票所は、投票所入場

> 市選挙管理委員会 TEL(866)2260

券でお確かめください。



関係書類の提出(10月中旬) の作成(9月下旬~10月上旬)

市では5月9日に、平成17年国勢調

査秋田市実施本部を秋田テルサ5階

に設置しました。

旬

9月中旬の間に1

回

調査員説明会への出席

(8月下 調査票

の

配布、

贝贝

検査、

世帯名簿や地図



国保年金課TEL(866)2097

学生納付特例制度の対象校が拡大。 申請をお忘れなく!

今年4月から、学生納付特例の対象校が拡大され、 すべての各種学校(1年以上の課程に在籍している かたに限ります)が対象となりました。

申請が認められると、学生期間中の保険料を卒業 後10年の間に追納できるようになります。追納し ない場合は、将来年金を受ける際の資格期間には算 定されますが、年金額には反映されません。

また、20歳からの学生期間中に学生納付特例の 申請をしなかったり、保険料を納め忘れたりすると、 在学期間中の事故や病気で障害が残っても障害基礎 年金が支給されませんのでご注意ください。

対 象 者

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専 修学校、各種学校(1年以上の課程に在籍してい るかたのみ)に在学する20歳以上の学生、生徒で、 学生本人の所得が80万円以下(控除後)のかた。

国外の学校は対象になりません。

申請のときに必要なもの

年金手帳 印鑑 在学証明書または学生証の写し

退職したら国民年金も切り替え

厚生年金、共済年金の加入者で60歳未満のかた が退職した場合、ご自分と配偶者の国民年金への切 り替え手続きが必要です。

退職証明書など、退職したことがわかる書類をお 持ちのうえ、手続きをしてください。

学生納付特例、退職による切り替え手続きの窓口

市役所国保年金課 土崎・新屋支所 市民サービスセンター(アルヴェ1階) 河辺・雄和市民センター 岩見三内・大正寺連絡所

個 7 户 1 人情報保護条例 白か

する個人情報を適正に取り扱うための 情報保護法」が4月から施行されまし 個人情報の取り扱いを定めた「 それを受けて秋田市も、 市が保有

> るものをいいます 財産、学歴など、個人に関する一切の 情報で、それにより、 個人情報とは...氏名、住所、 きるようになります。 個人が特定でき

問い合わせ 市民相談室 TEL(866)2272

松く 防ぎましょう 61 虫の 被 害 を

松くい虫被害の予防には薬剤散布が

報の開示や訂正などを求めることがで 誰でも、 を7月1日から施行します。 ルとなる「秋田市個人情報保護条 市が保有する自分の個人情

生年月日

で森林整備課TEL(866)2117 対象箇所 対象 6月中旬から7月上旬までに 申し込み まとまりをもった場所 30本以上、またはこれと同等以上の 薬剤散布を実施できる町内会 5月17日火から31日火ま 樹高が10点以上で本数が

中旬~7月上旬に共同防除を実施する るようお願いします。 ため、6月中旬ころまでに伐採処理す 害に遭った場合は、 会は森林整備課にご相談ください。 対象の木は、アカマツとクロマツです。 町内会に、薬剤を無料で交付します。 マツノマダラカミキリが羽化する6月 有効です。松くい虫被害の予防のため、 動力噴霧器などを準備できない町内 被害の拡大を防ぐ 被